



ソヴィエツト聯邦に於ける路政

一 記 著

ソヴィエツト聯邦は、人の知るやうに鐵道網の發達が十分でないので、之が普及發達に相當力を入れ
てゐるが、鐵道以外の交通機關殊に道路に依つて鐵道輸送の不足を調整することが必要であると言ふ議
論が強調され、道路の建設修理及保有に就て聯邦中央執行委員會及人民委員會が左の法令を公布した旨、
在ソ大使廣田弘毅氏より外務大臣へ報告があつた。

道路經營ニ要スル經費ノ支出手續及道路建設事

務所設置ニ關スル中央執行委員會並人民委員會

議決定

聯邦中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通り決定ス

- 一 大規模建設、現行修理並鋪道及自然道路保存ノ經費
- ニ 充ツル爲左記ノ道路資金ヲ設ク
- イ 全聯邦資金
- ロ 共和國資金(聯邦共和國ノ資金)
- ハ 地方、州及自治共和國資金
- ニ 區資金
- ホ 村落資金
- 二 全聯邦道路資金ハ全聯邦豫算支出ヨリ成ル

三 全聯邦道路資金ハ左記目的ニ使用セラル

イ 大規模ノ建設、現行修理並特種鋪道及自然道路ノ保存

ロ 鋪道及自然道路並自動車輸送本部ノ大規模建設、全聯邦的意義ヲ有スル道路ノ現行修理並保存ニ對スル支出

ハ 共和國及地方的意義ヲ有スル道路ノ大規模建設ニ充ツル爲共和國道路資金ニ對スル補助

四 共和國道路資金ハ左記ヨリ成ル

イ 聯邦共和國ノ豫算支出

ロ 全聯邦道路資金(第三條)ヨリノ補助

五 共和國道路資金ハ左記目的ニ使用セラル

イ 大規模建設、但地方及州ノ行政區劃無キ聯邦共和國ニ於テハ全聯邦及共和國の意義ヲ有スル道路ノ現

行修理並保存ニモ使用ス

ロ 全聯邦及共和國の意義ヲ有スル道路ノ現行修理並保存ニ充ツル爲地方、州、自治共和國及管區(地方

及州ノ行政區劃無キ聯邦共和國ニ於ケル)道路資金ニ對スル補助、地方的意義ヲ有スル道路ノ大規模建設増進

六 地方、州及自治共和國ノ道路資金ハ左記ヨリ成ル

イ 地方、州及自治共和國ノ豫算支出

ロ 共和國道路資金(第五條二項)ヨリノ補助

七 地方、州及自治共和國道路資金ハ左記ニ使用セラル

イ 共和國(自治共和國)地方及州の意義ヲ有スル道路ノ大規模建設

ロ 全聯邦、共和國、地方及州の意義ヲ有スル鐵道ノ現行修理並保存

ハ 地方的意義ヲ有スル道路ノ建設及現行修理並保存ニ充當スル爲地方道路資金ニ對スル補助

八 區道路資金ハ左記ヨリ成ル

イ 區豫算支出

ロ 地方、州及自治共和國ノ道路資金中ヨリノ補助而シテ地方、州ノ行政區劃無キ聯邦共和國ニ於テハ聯

邦及自治共和國ノ共和國道路資金中ヨリノ（第五條

（ロ）項及第七條（ハ）項）補助

九 區道路資金ハ左記目的ニ使用セラル

イ 區の意義ヲ有スル道路大規模建設、現行修理保存

ロ 村落道路資金ヘノ補助

一〇 村落道路資金ハ左記ヨリ成ル

イ 村落豫算支出

ロ 地方自課税ヨリ道路經營費トシテ繰入ルル資金

ハ 道路賦役ニ代ル金納付

ニ 地方道路資金中ヨリノ補助

一一 村落道路資金ハ村落道路ノ建設、現行修理保存ニ

使用ス但道路賦役實施ヲ含ム

一二 上級道路資金中ヨリ下級道路ニ對スル補助支出ハ

確認セラレタル生産財政計畫ニヨリテ行ハル

一三 道路ノ大規模建設ハ商業的基礎ニ於ケル道路建設

事務所ヲ經テ行ハル

一四 聯邦共和國政府ニ對シ左ノ通提議ス

イ 右道路建設事務所ヲ一ヶ月内ニ設置スル様措置ヲ

執ルコト

ロ 村落住民カ直接當該道路ノ改善及發達ニ利害關係

ヲ有スル場合其ノ意義ノ如何ヲ問ハス該道路ニ對シ

道路賦役ニ關スル法令ヲ適用スルコト

ハ 現行修理及道路維持ノ爲係リヲ設ケ機械ノ道路

部隊ヲ以テ保障スルコト

一五 交通人民委員部ヲシテ本決定ヨリ生スル現行法令

ノ改正案ヲ一ヶ月内ニ提出セシム

一六 交通人民委員部ヲシテ聯邦財務人民委員部ト協議

ノ上本決定適用ニ關スル訓令ヲ一ヶ月内ニ公布セシム

一七 本決定ヨリ生スル聯邦共和國法令ノ改正ヲ一ヶ月

内ニ爲スヘキコトヲ聯邦共和國政府ニ提議ス

聯邦中央執行委員會議長 エム、カリーニン

聯邦人民委員會議長代理 ヴエ、シユミツト

聯邦中央執行委員會書記官 ア、エヌキーゼ

一九三〇年一〇月三日 莫斯科「クレムリン」ニ於テ